

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
第九章 雑則 （届出事項） 第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二 （略） 二の二 新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。） 三十九 （略） 二十 銀行及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行及び連結子法人等（当該銀行の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第三十号及び第三十一号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合 二十一～二十三 （略） 二十四 会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議によりその株式を取得しようとする場合	第九章 雑則 （届出事項） 第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二 （略） （新設） 三十九 （略） 二十 銀行及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行及び連結子法人等（当該銀行の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合 二十一～二十三 （略） 二十四 会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会の決議又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする

二十四の二 会社法第六十八条第一項の規定による株主総会の決議によりその取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第三項第十八号の三において同じ。）を取得する日を決定しようとする場合	る場合 (新設)
二十四の三 会社法第七十一条第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式（同項前段に規定する全部取得条項付種類株式をいう。第三項第十八号の四において同じ。）の全部を取得しようとする場合	(新設)
二十四の四 会社法第九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとする場合	(新設)
二十五～二十九 (略)	二十五～二十九 (略)
三十 専ら銀行の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が当該銀行以外の者から資本調達を行うおうとする場合	(新設)
三十一 前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）	(新設)
2 (略)	2 (略)
3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一・二 (略)	一・二 (略)

二の二 新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合 （期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。）	（新設）
三〇十四 （略）	三〇十四 （略）
十五 銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行持株会社及び連結子法人等（当該銀行持株会社の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第二十三号及び第二十四号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合	十五 銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行持株会社及び連結子法人等（当該銀行持株会社の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合
十六〇十八 （略）	十六〇十八 （略）
十八の二 会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議によりその株式を取得しようとする場合	（新設）
十八の三 会社法第百六十八条第一項の規定による株主総会の決議によりその取得条項付株式を取得する日を決定しようとする場合	（新設）
十八の四 会社法第百七十一条第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式の全部を取得しようとする場合	（新設）
十八の五 会社法第百九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとする場合	（新設）
十九〇二十二 （略）	十九〇二十二 （略）
二十三 専ら銀行持株会社の自己資本の充実に資する資金の調達（	（新設）

以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が当該銀行持株会社以外の者から資本調達を行うとする場合 二十四 前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。） 4 ～ 10 (略)	(新設) 4 ～ 10 (略)
--	---